

行田羽生資源環境組合告示第2号

行田羽生資源環境組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（令和4年条例第27号）第6条の規定により、令和7年度における行田羽生資源環境組合人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

令和8年5月25日

行田羽生資源環境組合
管理者 行田邦子



- 1 職員の任免及び職員数に関する状況
- 2 職員の人事評価の状況
- 3 職員の給与の状況
- 4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況
- 5 職員の分限及び懲戒処分の状況
- 6 職員のサービスの状況
- 7 職員の退職管理の状況
- 8 職員の研修の状況
- 9 職員の福祉及び利益の保護の状況
- 10 公平委員会の報告事項

人事行政の運営等の状況の公表

行田羽生資源環境組合における令和7年度(令和7年4月1日から令和8年3月31日まで)の人事行政の運営状況の概要を公表します。

1 職員の任免及び職員数に関する状況

(1) 職員の任免

職員は組合を組織する行田市及び羽生市からの派遣職員で構成しています。

(2) 職員数 (令和7年4月1日現在)

派遣元	人数
行田市	11人
羽生市	2人
計	13人

(3) 職別職員数 (令和7年4月1日現在)

職名	人数
事務局長	1人
参事	1人
次長	1人
課長	1人
主幹	2人
主査	1人
主任	3人
主事・技師	3人
計	13人

2 職員の人事評価の状況

派遣職員による構成のため、人事評価は実施していません。

3 職員の給与の状況

(1) 一般職員の給与の状況

職員の給与については、すべて派遣元の市から支給しており、給与等の状況は、派遣元の市において公表しています。

(2) 特別職の報酬の状況

区分		報酬額
管理者		年額 55,000 円
副管理者		年額 50,000 円
監査委員	議会の議員の中から選任された委員	年額 12,000 円
	見識を有する者の中から選任された委員	年額 24,000 円
公平委員会	委員長	日額 7,000 円
	委員	日額 6,000 円
新ごみ処理施設整備運営事業者選定委員会	委員長	日額 12,000 円
	委員	日額 10,000 円
前各項に掲げる職以外の非常勤の特別職	委員長又は会長	日額 6,000 円
	その他の者	日額 5,000 円

4 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

行田羽生資源環境組合職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（令和4年条例第17号）第2条に基づき、行田市の例による。

(1) 職員の勤務時間（標準的なもの）

勤務時間	1週間の勤務時間	開始時刻	終了時刻	休憩時間
	38時間45分	8時30分	17時15分	12時00分 ～13時00分

(2) 主な休暇等の導入状況

休暇の種類	概要
年次有給休暇	1暦年につき20日以内(繰越日含め1暦年最大40日)
病気休暇	職員が負傷又は疾病のため療養する必要がある、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合
特別休暇	特別の理由により職員が勤務しないことが相当である場合
介護休暇	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護をするため、勤務しないことが相当であると認められる場合
介護時間	職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等の介護をするため、1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合
組合休暇	職員が登録された職員団体の業務に従事する場合及び登録された職員団体の加入する上部団体のこれらの機関に相当する機関の業務で当該職員団体の業務と認められるものに従事する場合

5 職員の分限及び懲戒処分の状況

該当はありません。

6 職員のサービスの状況

(1) 職員の守るべき義務の概要

地方公務員法第30条は、サービスの根本基準として、「すべて職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、サービスの遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならない。」と規定しています。この根本基準の趣旨を具体的に実現するため、同法は、職員に対し、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務（同法第32条）、信用失墜行為の禁止（同法第33条）、秘密を守る義務（同法第34条）、職務に専念する義務（同法第35条）、政治的行為の制限（同法第36条）、争議行為等の禁止（同法第37条）、営利企業への従事等の制限（同法第38条）など、サービス上の強い制約を課しています。

(2) 職務専念義務免除の状況

職員は、法律又は条例に特別の定めがある場合のほかは、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用いなければなりません（地方公務員法第35条）。ただし、行田羽生資源環境組合職員の職務に専念する義務の特例に関する条例（令和4年条例第16号）により、研修を受ける場合や厚生事業に参加する場合に、任命権者の承認を得て、職務専念義務が免除されることがあります。

令和7年度において該当はありません。

主な職務専念義務免除の内容

- ・研修を受ける場合
- ・厚生事業に参加する場合
- ・任命権者が定める場合

(3) 営利企業等従事の許可状況

令和7年度における営利企業等従事の許可状況は下表のとおりです。

営利事業等の従事の内容	許可件数
営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねる場合	0件
自ら営利を目的とする私企業を営む場合	0件
報酬と得て事業又は事務に従事する場合	0件

7 職員の退職管理の状況

派遣元の市で実施しています。

8 職員の研修の状況

(1) 職員研修の状況については下表のとおりです。

研修区分	研修内容
特別研修	・ごみ処理施設における火災事故対策研修会（1人）
	・災害廃棄物処理研修会（1人）
	・リチウム蓄電池等の適正処理対策に関するオンライン説明会（1人）
	・自治体と事業者の連携で実現するリユース実践例から学ぶ（3人）

9 職員の福祉及び利益の保護の状況

(1) 福利厚生事業の状況について
派遣元の市で実施しています。

(2) 共済制度
派遣元の市で実施しています。

(3) 公務災害・通勤災害の発生状況
該当はありません。

10 公平委員会の報告事項

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況
該当はありません。

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況
該当はありません。